



福岡医発第2996号(地)
令和2年2月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症の対応の流れ」等について

令和2年2月19日開催の福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において「新型コロナウイルスの対応の流れ」及び「新型コロナウイルスを防ぐには」が別紙1のとおり示されましたので、取り急ぎご連絡いたします。

また、日本医師会において国民へのメッセージとして「新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために」が公表されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

新型コロナウイルス感染症の対応の流れ

令和2年2月19日作成

保健所の帰国者・接触者相談センター

次の症状がある方は、保健所の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

帰国者・接触者外来

- ① 新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴がある。

※ 保健所が実施する積極的疫学調査により、新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴がある場合は、検査を実施します。

- ② 発熱(37.5度以上) かつ 発症から二週間以内に、流行地域に渡航又は居住していたか、
かつ呼吸器症状 かつ 流行地域に渡航又は居住していた者と濃厚接触歴がある。

- ③ 発熱(37.5度以上) かつ 入院を要する肺炎が疑われる。
かつ呼吸器症状

- ④ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う。

・季節性インフルエンザ検査
・その他の一般的な呼吸器感染症の
病原体の検査

陽性

症状と診断に応じた治療

陰性

症状増悪時等

PCR検査の実施について保健所へ相談

検査の実施

検査の結果、陽性の方は感染症指定医療機関へ入院となります。

感染症指定医療機関(12か所、66床)

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは**手洗いが大切**です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクの着用やティッシュで口と鼻を覆うなどの咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休み、公共交通機関を利用しての外出、人混みの多い場所への外出を避け、自宅療養してください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

新型コロナウイルス感染症にかかったと思ったら

次の症状がある方は、保健所の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」は、別紙のとおり設置しています。

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

設置主体	連絡先	受付時間
北九州市	093-522-8745	24時間対応
福岡市	092-711-4126	平日9時から17時30分
大牟田市	0944-41-2669	平日8時30分～17時15分
久留米市	0942-30-9335	平日8時30分～17時15分
福岡県(※)	092-643-3288	平日8時30分～17時15分

※ 別紙「帰国者・接触者相談センター」を設置する9か所の各保健福祉(環境)事務所でも相談を受付けています。

新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター

設置主体	保健所名	担当部署	連絡先	夜間・休日の連絡先
北九州市	北九州市保健所	保健予防課	093-522-8745	093-522-8745
福岡市	東保健所	健康課	092-645-1078	中央区夜間相談員 092-761-7361
	博多保健所	健康課	092-419-1091	
	中央保健所	健康課	092-761-7340	
	南保健所	健康課	092-559-5116	
	城南保健所	健康課	092-831-4261	
	早良保健所	健康課	092-851-6012	
	西保健所	健康課	092-895-7073	
大牟田市	大牟田市保健所	保健衛生課	0944-41-2669	大牟田市保健所当直 0944-41-2669
久留米市	久留米市保健所	保健予防課	0942-30-9335	久留米市代表電話 0942-30-9000
福岡県	筑紫保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	092-707-0524	福岡県保健所 夜間休日緊急連絡番号 092-471-0264
	粕屋保健福祉事務所	保健衛生課 感染症係	092-939-1746	
	糸島保健福祉事務所	保健衛生課	092-322-5579	
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0940-36-6098	
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0948-21-4972	
	田川保健福祉事務所	保健衛生課 感染症係	0947-42-9379	
	北筑後保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0946-22-9886	
	南筑後保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0944-68-5224	
	京築保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0930-23-3935	

(総 164)
令和 2 年 2 月 18 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小 玉 弘 之



新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために（情報提供）

平素より本会会務に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、国民に標記感染症の現時点での正しい情報をしていただくことにより、今以上の感染拡大を防ぐことを期待し、日本医師会から国民へのメッセージとして、「新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために」を公表いたしました。

貴会におかれましても、この旨ご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区等医師会並びに関係医療機関にご周知の上、国民への啓発にご活用いただければ幸いです

なお、本資料は、本会ホームページ

http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200217_1.pdf

よりダウンロードの上、ご活用ください。

よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために

国民の皆様へ日本医師会からのメッセージ

昨年 12 月に中国の武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、国内でも指定感染症とされ、水際対策を始め様々な対策が取られていますが、徐々に感染者数が拡大しています。

日本医師会では、国民の皆様はこの感染症の現時点での正しい情報を知って頂くことにより、今以上の感染拡大を防ぐことを期待しメッセージを作成しました。

1. 新型コロナウイルスの感染のしかたと感染力

新型コロナウイルスの感染には、咳やくしゃみなどによる飛沫感染とウイルスが付着したドアノブ、電車などのつり革に触ることによる接触感染があります。新型コロナウイルスの感染力は、現時点ではインフルエンザと同じ位と言われています。

2. 毎日の生活で気を付けること

石鹸やアルコール消毒薬などでこまめに手洗いをしてください。咳やくしゃみをするときは、マスク、ハンカチ、タオルなどで口や鼻をおさえる『咳エチケット』を守りましょう。人混みでは特に注意しましょう。

3. 新型コロナウイルス感染症の診断と治療

診断は、PCR 検査によるウイルス遺伝子の有無で行われます。治療は、現時点では特に有効な薬はなく対症療法が行われます。
強いだるさ、息苦しさ、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合は感染が疑われます。その際には、お近くの保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、センターから受診する医療機関についての案内があります。

4. 重症化する方の傾向

現時点では、明らかではありません。しかし、高齢者や糖尿病、高血圧、ぜん息などの持病のある方は重症化する傾向があります。

5. 妊婦の方の注意点

一般的に妊娠中は、通常の肺炎では重症化する可能性が指摘されていますが、今回の新型コロナウイルス感染症では現時点においてそのような報告はありません。ただし、石鹸やアルコール消毒薬での手洗いを心がけてください。

6. 廃棄物の取扱いとリネン・衣類などの洗濯

廃棄物の取扱い、リネン類・衣類などの洗濯は通常通りで良いことになっています。ただ、タオルなどは共用しないようにしましょう。

インフルエンザ等の心配があるときには、念のためかかりつけ医等に電話などでご相談ください。

○厚生労働省の電話相談窓口

電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00から 21:00まで